

カルッツかわさき 利用料金改定のお知らせ

1. 改定理由

令和元年11月の消費税の引上げ分の適切な転嫁のための取組として、使用料の見直しを行います。

2. 改定対象

- 施設専用利用料（大体育室・ホール・会議室等）
 - 設備専用利用料（各種スポーツ・ホール・会議室器具・放送器具）
 - 冷暖房設備及び照明設備専用利用料（冷暖房設備、照明設備）
- ※個人利用料、駐車場料金の改定はありません。

3. 改定日

令和5年4月1日(土)

＝経過措置＝

令和5年3月31日までに利用申請した場合、実際の利用日が4月1日以降であっても、改定前の料金が適用されます。

4. 改定例

	旧料金	新料金
施設専用利用料 (例：大体育室 入場料 徴収なし 全面 午 前区分利用)	9,000 円	9,160 円

※令和5年3月31日までに利用申請したものについては、令和5年4月1日以降の利用日であっても改定前の料金が適用されます。

カルッツかわさき 館長